

スーダン国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

スーダンに関しては、1983年以降、スーダン北部を拠点にイスラーム法を導入し、アラブ民族主義に基づく国家建設を目指すスーダン政府とキリスト教徒主体の南部を基盤としたスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）（以下「SPLM/A」という。）との間で、20年以上にわたり武力紛争が続いていた。

2002年1月、東部アフリカ諸国とアメリカ合衆国等の仲介により、紛争終結に向けた本格的な和平プロセスが開始され、同年7月には、スーダン政府及びSPLM/Aの間で、6年間の暫定移行期間の後、住民投票にてスーダン南部地域の帰属を決定すること及び同南部地域にはイスラーム法を適用しないことの二項目を柱とするマチャコス議定書への署名が行われ、その後も和平プロセスは進展し、「停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する枠組み合意」を始め「富の配分に関する議定書」、「アビエの帰属に関する議定書」、「恒久停戦協定・セキュリティアレンジメントに関する技術合意」等への署名が行われた。2005年1月、上記のスーダン政府及びSPLM/Aの間の諸合意をまとめた「南北包括和平合意」（以下「CPA」という。）が署名され、武力紛争は終結した。

国際連合安全保障理事会は、スーダン政府及びSPLM/Aの要請を受け、2005年3月に決議第1590号を採択し、CPAの履行の支援、難民及び国内避難民の帰還の促進・調整等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（以下「UNMIS」という。）を設立し、現在も活動している。

C P A の履行の一環として、本年 1 月 9 日から 1 5 日までの間、南部スーダンの独立の是非を問う住民投票（以下単に「住民投票」という。）が実施された。住民投票の最終開票結果によれば、有効投票総数の約 9 9 % が南部スーダンのスーダンからの分離を支持するものであった。この結果を受けて、同年 2 月 7 日、スーダン大統領府は、同結果を受け入れる旨の大統領令を発出した。

U N M I S は、設立以来、活動期間が逐次延長され、本年 4 月、国際連合安全保障理事会において、U N M I S の活動期間を 2 0 1 1 年 7 月 9 日まで延長することが決定された。

U N M I S への要員の派遣について、国際連合から我が国に対し要請があり、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、U N M I S の活動期間において、スーダン国際平和協力隊を設置し、国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号。以下「国際平和協力法」という。）第 3 条第 1 号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、受入国及び紛争当事者の国際連合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、現状においては、U N M I S についてそれぞれが満たされており、また、国際平和協力法第 6 条第 1 項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られている。

2 スーダン国際平和協力業務の実施に関する事項

（1）国際平和協力業務の種類及び内容

ア 国際平和協力法第3条第3号タに掲げる業務に関する調整及び同号レに掲げる業務としてスーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成20年政令第310号。以下「設置等政令」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、UNMIS軍事部門司令部において行われるもの

イ 国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として設置等政令第2条第4号に掲げる業務に係る国際平和協力業務であって、UNMIS国際連合事務総長特別代表室において行われるもの

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

スーダン共和国

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成20年10月8日から平成23年9月30日までの間

(4) スーダン国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1) アに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名（ただし、人員の交替を行う場合は2名）

(イ) (1) イに掲げる業務に従事する者

自衛官 1名（ただし、人員の交替を行う場合は2名）

(ウ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、(ア)及び

(イ)に掲げる者のうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

スーダン国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)

に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

（５）関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、（１）に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をスーダン国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をスーダン国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

（６）その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。